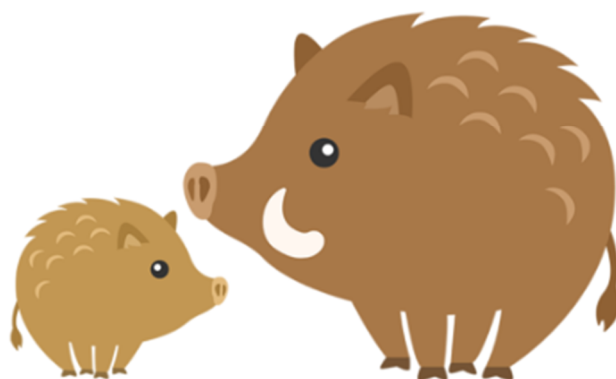


イノシシ市街地等出没対応マニュアル



諫 早 市

農林水産部 有害鳥獣対策課

令和7年11月

目次

1	現状と目的	1
2	対象とする地域	1
3	出没の情報収集・連絡体制と関係機関等への周知	1
4	市街地等に出没した時の段階的対応	2
5	出没レベルごとの対応	3
6	出没レベル3(緊急対応)における具体的対応	4
7	対応の検証と対応マニュアルの見直し	6

資 料

【別紙1】市街地等における有害鳥獣対応に係る通報連絡票

【別紙2】市街地等にイノシシが出没した時の段階的対応

【別紙3】市街地等におけるイノシシ対応に係る連携・連絡体制図

【別紙4】対応レベルごとの関係機関が行う具体的対応（目安）

【別紙5】関係機関一覧表

1 現状と目的

近年、イノシシが住居集合地域、それらに近接する農地等に頻繁に出没し、不安を感じた市民から通報や相談が寄せられており、今後、人身被害などの事故も懸念される。

このようなことから、市民からイノシシが出没したとの通報があった場合に迅速かつ適正に対応し、被害発生を未然に防止するため、連絡体制の整備、必要な対策や的確な段階的対応等を定めた「イノシシ市街地等出没対応マニュアル」を策定する。

(※ 野生サルの出没は、地域政策部環境政策課で対応する。)

2 対象とする地域

このマニュアルにより対応する場所は、市街地、商業地域、住宅地のほか学校、公園等の公共施設及びそれらに近接する河川や農地等（以下「市街地等」という。）を対象とする。

3 出没の情報収集・連絡体制と関係機関等への周知

(1) 市民等からの情報提供の場合

- ① 市民等から市街地等におけるイノシシ出没の情報を受けた場合は、下記事項を聴き取り、人身被害の生じる恐れが極めて高い場合には、(別紙1)「通報連絡票」を作成し速やかに警察等の関係機関(別紙5)「関係機関一覧」に通知する。

通報者、目撃日時・場所、目撃個体の種類・目撃時の状況、被害状況の有無、捕獲状況の有無、関係機関への連絡の有無など

- ② 関係機関への連絡に緊急を要する場合は、事前に電話による口頭連絡で通知する。

(2) 警察からの情報提供の場合

- ① 警察からイノシシ出没情報の提供があった場合は、「通報連絡票」による記載事項の聴き取りに加え、警察官の現場派遣状況についても確認する。
- ② 必要に応じて警察官による出没付近のパトロール強化を依頼する。
- ③ 状況に応じて県農山村振興課及び県央振興局に連絡し、対応について協議する。

(3) 県及び関係機関等への情報提供

- ① 必要に応じて県農山村振興課、県央振興局に情報提供するとともに、対応についての協議、協力・支援の依頼を行う。
- ② 出没場所の状況により、関係機関や隣接市町への情報提供を行う。

4 市街地等に出没した時の段階的対応

(1) 出没レベルの定義

イノシシが市街地等に出没した場合の対応については、地域住民の危険性や生活への影響、対応の効率性等を考慮し、イノシシの出没状況に応じた対応を行うこととして、以下の表1に示す3段階の出没レベルを設ける。

【表1】

出没レベル1 (情報収集)	日常生活において出没等の情報はあがるが、人身被害が発生する恐れ の低い場合
	(例) ・市街地等の周辺、集落に近い農地での <u>単発的</u> な出没、1時間以上前 に見かけた場合等
出没レベル2 (注意喚起)	日常生活において出没等の情報が多くあり、人身被害の発生する恐 れが高い場合
	(例) ・市街地等の周辺、集落に近い農地等に <u>連日または頻繁</u> にほぼ同一の 地域において出没する場合
出没レベル3 (緊急対応)	人身被害の発生する恐れが非常に高く、緊急的な対策が必要な場合
	(例) ・市街地等、集落に出没し、1日以上そのまま滞在している場合 ・人家や施設等に侵入、または立てこもっている場合 ・人を攻撃し、人的被害が予想される場合

(2) 出没レベルの決定

有害鳥獣対策課は、イノシシ出没情報を入手した後、速やかにあらかじめ指定した職員による現地班、本部班を発足させる。

現地班は、通報内容には不確実な内容を含むものも多いことから、被害の発生状況や人身被害の有無、出没イノシシの個体情報、現地及び周囲の地理的状況など現状把握に努め、その内容を本部班に報告する。

本部班は現地班からの報告を受けて出没情報を精査し、対応レベルを決定する。

5 対応レベルごとにおける対応方針及び具体的な対応

有害鳥獣対策課は、対応レベル決定後、出沒レベルごとの対応については、表2及び（別紙2）「市街地等にイノシシが出沒した時の段階的対応」に示す対応方針及び具体的な段階的対応方法（別紙4）により実施するものとする。また、必要に応じ、警察署、県、地域の住民や関係機関に情報提供を行うものとする。

【表2】

① 出沒レベル1（情報収集）

（対応方針）

状況確認、情報収集に努めながら、注意喚起を行う。

（具体的対応）

- ◆現地確認、情報収集を行い、必要に応じて出沒地域周辺の住民に注意喚起を行う。また、生ごみ等、出沒する要因が明らかな場合には、撤去を指導する。
- ◆防護や追い払い、捕獲の必要性についても検討を行う。

② 出沒レベル2（注意喚起）

（対応方針）

出沒場所（出沒集中区域）の周辺住民等への注意喚起を徹底する。また、現地調査の結果に応じて追い払い又はわな等による捕獲を実施する。

（具体的対応）

- ◆必要に応じて出沒情報を庁内関係課に提供する。庁内関係課は、「出沒集中区域」の関係機関に必要に応じて注意喚起を行う。
- ◆広報車や防災行政無線等による周辺住民への注意喚起を行う。
- ◆現地班の調査結果、イノシシ出沒の誘因となっている収穫残さや生ごみ、家庭菜園等がある場合には、自治会や所有者等に撤去や防護の実施を指導する。
- ◆必要に応じて追い払い又はわな等による捕獲を実施する。（猟友会への協力要請も検討する。）

③ 出沒レベル3（緊急対応）

（対応方針）

周辺住民等への注意喚起を徹底しながら、追い払い又は緊急捕獲を実施する。

（具体的対応）

- ◆出沒情報を庁内関係課に提供する。庁内関係課は、出沒地域の関係機関に速やかに注意喚起を行う。
- ◆広報車や防災行政無線等による周辺住民への注意喚起を速やかに行う。
- ◆警察署に協力を要請し、安全確保を徹底する。
- ◆追い払いの実施にあたっては、警察署と連携しながら、追い払う方向（森林、河川等）を明らかにし、イノシシの逃げ場を確保した上で適切な方向に追い払いを実施する。（必要に応じて猟友会に協力要請する。）
- ◆追い払いが困難な場合は、緊急捕獲を実施する。なお住宅地や交通量の多い道路等では、警察署の協力を得ながら交通整理や人払い等を実施する。（猟友会へも協力要請する）

<<追い払い又は緊急捕獲の判断（目安）>>

追い払いの実施	◆出没場所の近隣に森林等があり、森林等へ追い返すことが可能な場合。（※基本的には追い払いを行う）
緊急捕獲の実施	◆近隣に追い返す森林等がない。 ◆森林等に追い返す適切なルート（水路敷や河川敷など）がない。 ◆イノシシがケガを負っている。

6 出没レベル3（緊急対応）における具体的対応

（１）対応方針の基本的な考え方

有害鳥獣対策課は、別紙3「市街地等におけるイノシシ対応に係る連携・連絡体制図」をもとに関係機関と協力しながら緊急対応を実施する。

最優先事項

人身事故の発生を防ぎ、事態を収束させる。

共通認識・優先事項

- ① いたずらにイノシシを興奮させない。
- ② 無理に捕獲を試みず、「山・森林等」へ帰すことを優先する。

（２）追い払いの方向の検討

- ① 追い払う方向（山・森林等）を明らかにし、イノシシの逃げ場の安全を確保したうえで関係機関と連携して行う。
- ② 周辺の学校や幼稚園、福祉施設等の位置を十分に確認し、適切な方向へ誘導する。
 なお、付近通行中の児童生徒などがある場合は、注意喚起や避難誘導を徹底し、安全を確保する。

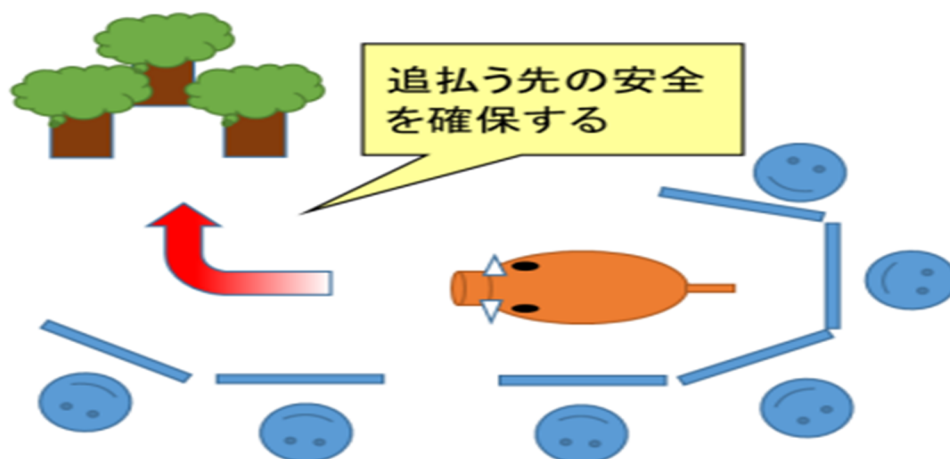


図 森林へのイノシシの誘導

(3) 安全性の確保

- ① 追い払いを行う場合は、イノシシとの距離を十分確保する。また無理をして捕獲しない。
- ② 必要に応じ熟練度の高い猟友会の指導の下、実施する。
- ③ イノシシは見通しが良い方向に疾走する可能性が高いことから、学校等の施設がある方向に移動させないようにするためには、大きな板などを盾に(合板、ブルーシート等)して複数の人数で密集して、学校等施設への見通しが利かないようにして進路を遮り、追い払いをしたい方向のみ見通しが利くようにする。
- ④ 見通しの良い網等で進路を遮ろうとすると、逆に網に向かって突進してくるので注意する。
- ⑤ 盾を使用する場合は、盾同士、盾と地面との間に隙間ができないようにする。このため、状況に応じて警察署にも協力を要請し追い払いを行う。

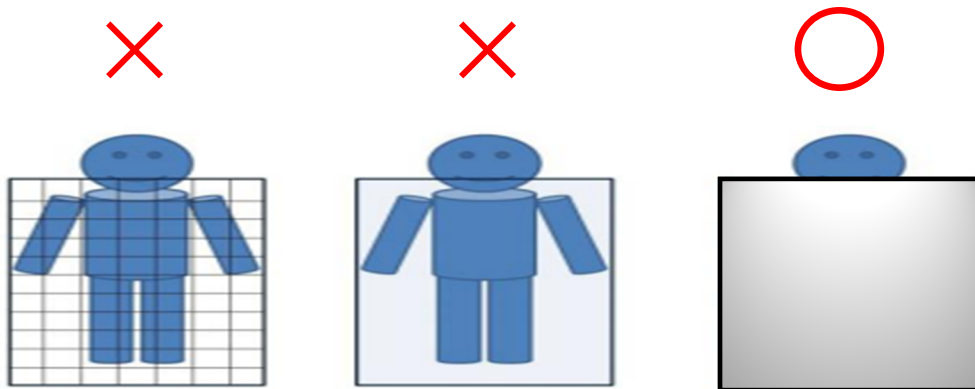


図 イノシシの誘導に使用する素材

(4) 緊急捕獲

- ① イノシシが負傷その他の理由によって動けない、もしくは動かない場合は緊急捕獲を行う。
- ② イノシシの出没場所から山・森林までの距離が離れている等、追い払いが難しく、また、住民に危害を及ぶ可能性が高い場合には、住民や捕獲従事者の安全確保に十分留意し、猟友会、警察署などの協力を得ながら、水路・側溝などの身動きがとりにくい場所に追い込み、緊急捕獲を実施する。

(5) 捕獲の許可

- ① 有害鳥獣対策課は、生活環境にかかる被害が発生するおそれがあるものとして、有害鳥獣捕獲許可により、捕獲従事者の安全を確保のうえ、捕獲を行うものとする。

7 対応の検証と対応マニュアルの見直し

(1) 対応の検証

有害鳥獣対策課は、イノシシの住宅地等への出没対応について、出没状況、対応レベル、対応状況、課題等を検証する。

(2) 対応マニュアルの見直し

有害鳥獣対策課は、イノシシの市街地等への出没状況の変化や関係機関の組織見直し等により、必要に応じて関係機関の意見や提案を踏まえてイノシシ等出没対応の検証や他の自治体の対応事例等を参考に、より実効性のある対応がとれるように対応マニュアルの見直しを適宜行うこととする。

市街地等における有害鳥獣対応に係る通報連絡票

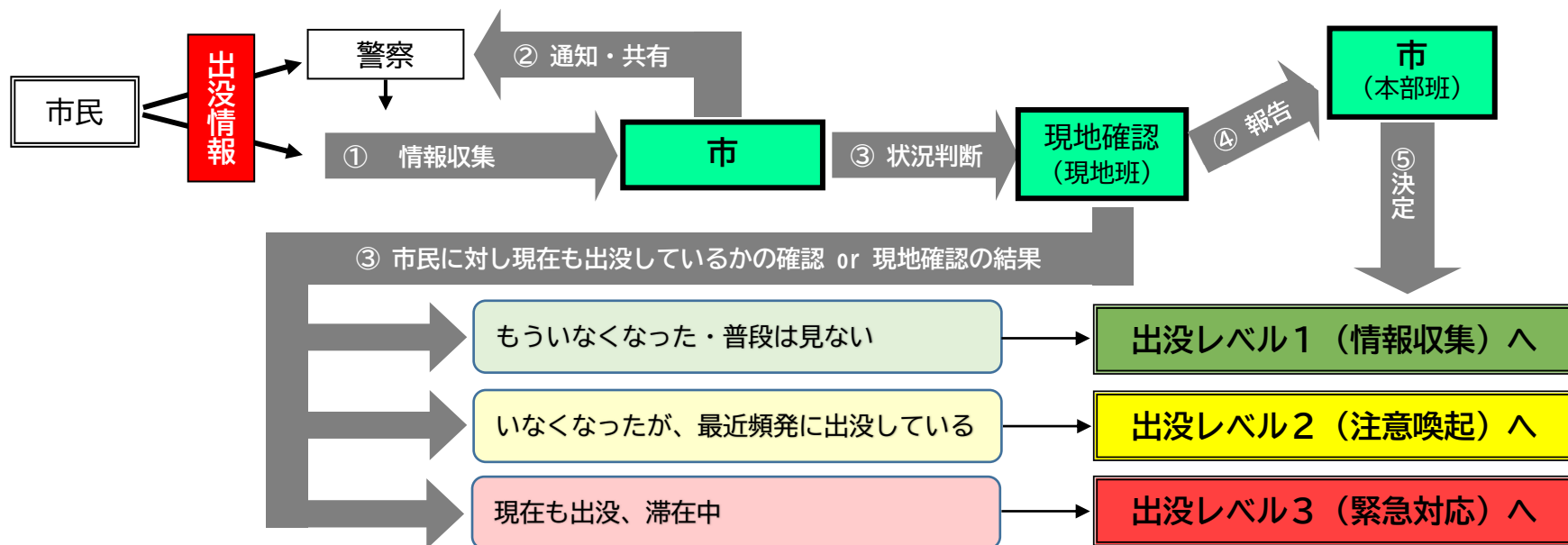
□終了

御中

氏名：

連絡先 諫早市有害鳥獣対策課 TEL：0957-22-1500（内線 2391・2392）

市街地等にイノシシが出没した時の段階的対応



出沒レベル1（情報収集）

日常生活において遭遇、人身被害が発生する恐れは低いと想定される場合

- ◆ 市街地等の周辺、集落に近い農地での単発的な出沒
- ◆ 山中での目撃、ヌタ場などの痕跡の発見

【対応方針】

◎ 状況確認、情報収集に努めながら、注意喚起を行う。

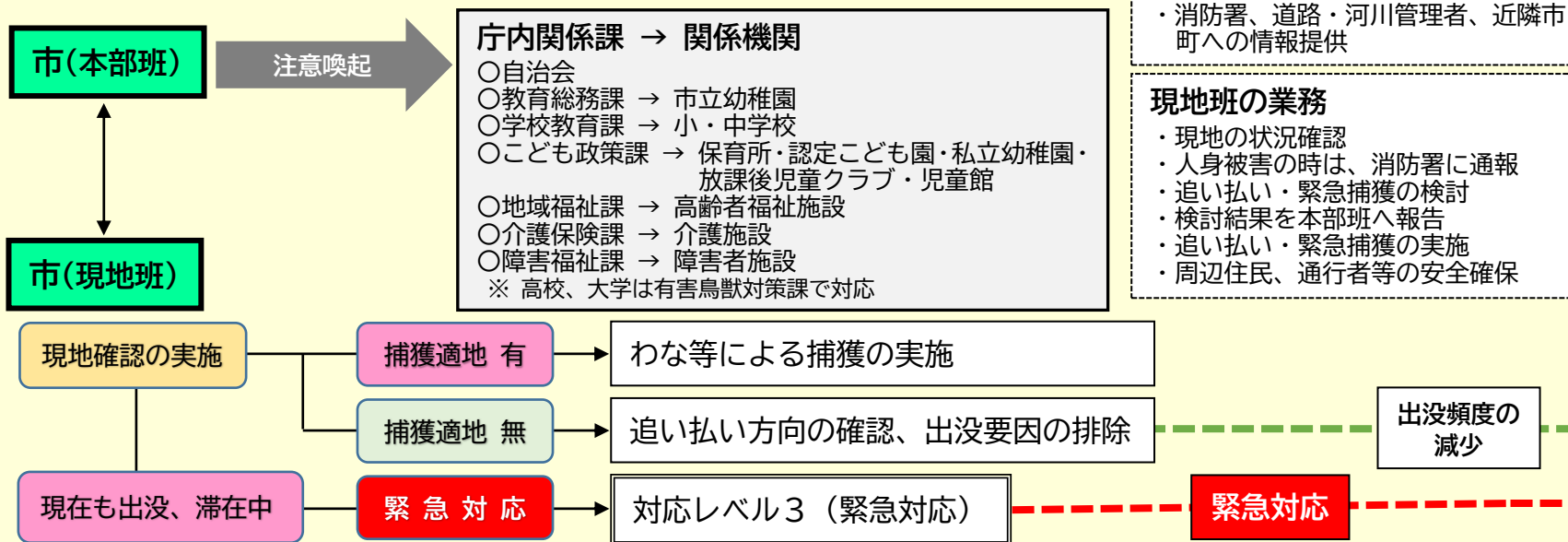
出沒レベル2（注意喚起）

日常生活において遭遇、人身被害が発生する恐れが高いと想定される場合

- ◆ 市街地等の周辺、集落に近い農地等の同一区域内で連日又は頻繁に出没している場合（出没集中区域）

【対応方針】

◎ 出沒場所（出沒集中区域）の周辺住民等への注意喚起を行う。また必要に応じて追い払い又はわな等による捕獲を実施する。



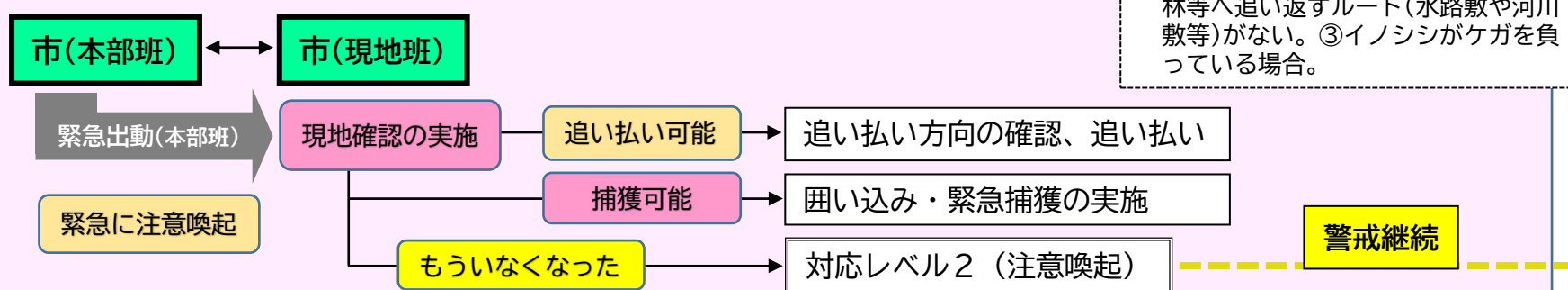
出沒レベル3（緊急対応）

人身被害の発生する恐れが非常に高く、緊急的な対策が必要と考えられる場合

- ◆ 市街地等、集落に出没し、そのまま滞在している場合
- ◆ 人家や施設等に侵入、または立てこもっている場合
- ◆ 人身被害が発生し、そのまま逃走している場合

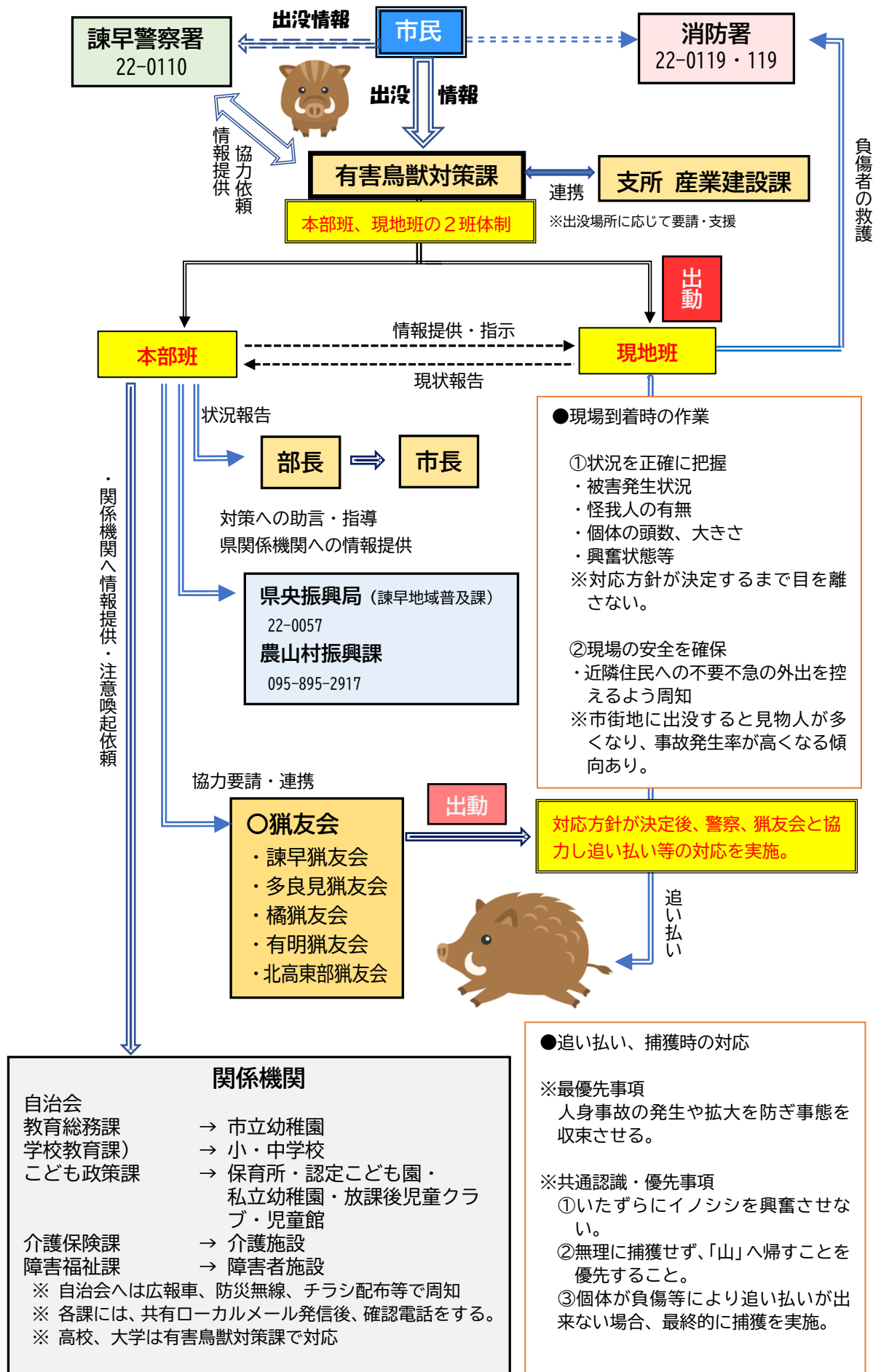
【対応方針】

◎ 周辺住民等への注意喚起を徹底しながら、追い払い又は、緊急捕獲を実施する。



【別紙3】 市街地等におけるイノシシ対応に係る連携・連絡体制図

【出没レベル3（緊急対応）】



【別紙 4】

対応レベルごとの庁内関係課等が行う具体的対応（目安）

	役割	内容	出沒レベル		
			1 情報 収集	2 注意 喚起	3 緊急 対応
有害鳥獣対策課	総括 (連絡調整)	本 ☐ 出沒等情報の収集・精査	◎	◎	◎
		本 ☐ 県、警察署、庁内関係課への情報提供		◎	◎
		本 ☐ 追い払い、緊急捕獲・中止等の判断		◎	◎
		本 ☐ 部長への報告		◎	◎
		本 ☐ 市長への報告		○	○
		本 ☐ 近隣市町への情報提供			○
	情報収集	現 ☐ 現場出動・調査	◎	◎	◎
	安全確保	本 ☐ 周辺住民(自治会)への注意喚起			
		・ 電話・チラシ配布など		○	○
		・ 防災行政無線通信の依頼(mail, HP, LINE)		○	○
		現 ☐ パトロール	○	◎	◎
		現 ☐ 周辺住民の避難、交通整理			○
	要請	本 ☐ 猟友会への協力要請		○	○
		本 ☐ 農山村振興課、県央振興局への協力・支援要請		○	○
	監視・捕獲	現 ☐ 出沒個体の監視・追跡		◎	◎
		現 ☐ 追い払い		○	◎
		現 ☐ 囲い込み・緊急捕獲		○	◎
危機管理課	安全確保	☐ 周辺住民(自治会)への注意喚起			
		・ 防災行政無線等の発信(防災無線、mail)		○	○
秘書広報課	安全確保	・ 情報通信等による発信 (HP、LINE)		○	○
教育総務課	安全確保	☐ 幼稚園(市立)への情報提供・注意喚起		○	◎
学校教育課	安全確保	☐ 小・中学校への //		○	◎
地域福祉課	安全確保	☐ 高齢者福祉施設への //		○	◎
こども政策課	安全確保	☐ 保育所・認定こども園・幼稚園(私立)・放課後児童クラブ・児童館への //		○	◎
介護保険課	安全確保	☐ 介護施設への //		○	◎
障害福祉課	安全確保	☐ 障害者施設への //		○	◎
支所産業建設課	情報収集	☐ 現場出動・調査	◎	◎	◎
	安全確保	☐ 周辺住民(自治会)への注意喚起			
		・ 電話・チラシ配布など		○	○
		・ 防災行政無線通信の依頼(mail, HP, LINE)		○	○
		・ 広報車による周知		○	○
		☐ パトロール	○	◎	◎
		☐ 周辺住民の避難、交通整理			○
諫早警察署 交番・駐在所	監視	☐ 出沒個体の監視・追跡		◎	◎
	情報収集	☐ 現場出動・調査		○	○
		☐ 周辺住民の避難、交通整理		○	○
	安全確保	☐ パトロール		○	○
		☐ 周辺住民の避難、交通整理			○
		☐ 周辺住民の避難、交通整理			○
県央振興局 諫早地域普及課	捕獲	☐ 出沒個体の監視・追跡			○
		☐ 追い払い			○
		☐ 囲い込み・緊急捕獲			○
県央振興局 諫早地域普及課	安全確保	☐ 県関係機関、施設への情報提供・注意喚起			○
	捕獲	☐ 技術的な助言等			○

◎：対応 ○：必要に応じて ※ 本：本部班、現：現地班

【別紙 5】

関係機関一覧表 ① (警察署)

関係機関	電話番号	所管区
諫早警察署	22-0110	
諫早中央交番 東小路町 8-12	23-0733	宇都町、原口町、東小路町、西小路町、高城町、本町、栄町、八坂町、東本町、野中町、旭町、上町、八天町、新道町、西郷町、幸町、船越町、上野町、立石町、厚生町、仲沖町
小栗交番 小川町 240-3	23-7063	小川町、栗面町、平山町、土師野尾町、小ヶ倉町、川床町、鷺崎町、長野町、川内町、小野島町、中央干拓
諫早駅前交番 永昌東町 1-3	23-3211	栄田町、本明町、永昌町、永昌東町、城見町、金谷町、天満町、日の出町、目代町、泉町、福田町
西諫早交番 山川町 1-2	26-0766	西栄田町、真崎町、大字真崎本村名、津水町、中尾町、山川町、馬渡町、堂崎町、白岩町、堀の内町、破籠井町、大さこ町
真津山交番 貝津町 1678-9	26-0799	久山町、久山台、貝津町、大字貝津小船越名、若葉町、青葉台、津久葉町、小船越町、貝津ヶ丘
喜々津交番 多良見町化屋 1817	43-0070	化屋、シーサイド、木床、囲、市布、中里、西川内
飯盛町交番 飯盛町佐田 865-4	48-0184	飯盛町
本野駐在所 下大渡野町 2701-6	26-7123	本野町、富川町、湯野尾町、上大渡野町、下大渡野町
長田駐在所 西里町 810-1	23-2070	小豆崎町、西里町、中田町、御手水町、大場町、白木峰町、長田町、正久寺町、高天町、白浜町、白原町、猿崎町
小野町駐在所 小野町 340-2	23-5916	赤崎町、黒崎町、小野町、宗方町
有喜町駐在所 有喜町 432-3	28-2210	松里町、有喜町、早見町、中通町、鶴田町、天神町
伊木力駐在所 多良見町舟津 1123-1	44-1110	佐瀬、舟津、山川内、野川内、東園、野副、元釜、西園
森山駐在所 森山町下井牟田 1038-1	35-2688	森山町
高来駐在所 高来町三部ヶ 398-1	32-2110	三部ヶ、里、町名、法川、黒崎、小峰、善住寺、東平原、水ノ浦、溝口、山道、汲水、坂元、黒新田、泉、金崎、神津倉
高来西駐在所 高来町下与 632-89	32-5220	下与、上与、峰、西平原、折山、西尾、小船津、平田、大戸、富地戸、船津、建山、古場、小江干拓
小長井駐在所 小長井町小川原浦 468-10	34-2266	小川原浦（農場を除く。）、遠竹（山茶花を除く。）、井崎、新田原、田原
長里駐在所 小長井町大峰 980-76	34-2153	牧、打越、川内、大峰、大搦、古場、小川原浦の一部（農場）、遠竹の一部（山茶花）

関係機関一覧表 ②（消防署、県、猟友会、近隣市町）

関係機関	電話番号 (夜間休日)	F A X 番号	備考
諫早消防署	22-0119		
長崎県農林部 農山村振興課	095-895-2917	095-895-2587	
県央振興局 諫早地域普及課	22-0057	35-1133	
諫早猟友会 (会長)	(非公開)		
多良見猟友会 (会長)	(非公開)		
橘猟友会 (会長)	(非公開)		
有明猟友会 (会長)	(非公開)		
北高東部猟友会 (会長)	(非公開)		
諫早市鳥獣処理加工 販売組合(組合長)	46-3329 (非公開)		
県央県南クリーンセンター	35-8212		
長崎市(農林振興課)	095-822-8888 代	095-827-6513	
大村市(農林水産振興課)	53-4111(内 472)	54-9567	
長与町(産業振興課)	095-883-1111 代	095-883-3337	
佐賀県太良町(農林水産課)	0954-67-0315 代	0954-67-2425	

緊急連絡先一覧表 ③（支所、出張所）

支所・出張所	電話番号	F A X 番号	内線
多良見支所 産業建設課	43-1111	43-2072	72160～166
森山支所 産業建設課	36-1111	36-2504	73201～205
飯盛支所 産業建設課	48-1111	48-1405	74151～154
高来支所 産業建設課	32-2111	32-3235	75150～155
小長井支所 産業建設課	34-2111	34-2335	7630～35
小栗出張所	22-1533	24-0370	5148
小野出張所	22-0264	24-0483	5149
有喜出張所	28-2001	28-2067	5150
真津山出張所	26-1500	26-1803	5151
本野出張所	26-0270	26-2513	5153
長田出張所	23-9024	23-9647	5154